

< 臨時開催 >

廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育 (ダイオキシン)

平成13年4月に労働安全衛生規則の一部が改正され、次の業務に従事する者は標記特別教育を修了した者でなければ就かせることができなくなりました。

当協会は、事業者に代わって標記教育を実施するものです。

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

2. 対象業務

労働安全衛生規則第36条（安全衛生法第59条 安衛則第36条第34号～第36号）

第34号 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設（第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。）においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務（第三十六号に掲げる業務を除く。）

第35号 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

第36号 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

3. 講習日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成30年3月13日(火) 12時50分より (受付 12時30分より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社) 島根労働基準協会	60名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

4. 科目・時間割

科目	時間割
オリエンテーション	12:50 ～ 13:00
ダイオキシン類の有害性	13:00 ～ 13:30
作業の方法及び事故の場合の措置（10分休憩含）	13:30 ～ 15:10
<休憩>	15:10 ～ 15:20
作業開始時の設備の点検	15:20 ～ 15:50
保護具の使用方法（10分休憩含）	15:50 ～ 17:00
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	17:00 ～ 17:30

5. 受講料

受講者の別	受講料	テキスト代	計
会員事業場の受講者	6,156円 (本体5,700円+税)	972円 (本体900円+税)	7,128円
その他の受講者	8,208円 (本体7,600円+税)	972円 (本体900円+税)	9,180円

6. 申込方法・注意事項

別紙受講申込書によりお申込ください。

別欄「受講申込手続き等」をご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

7. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

8. 修了証の交付

受講修了者には所定の「特別教育修了証」を交付します。

9. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。

10. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育
(ダイオキシン) 受講申込書

開催月日
平成30年3月13日

※受講 番号	ふりがな	住 所	生年月日	※ 修了証 番号
	氏 名			
		〒 (-)	S 年 月 日 H	
		〒 (-)	S 年 月 日 H	
		〒 (-)	S 年 月 日 H	
		〒 (-)	S 年 月 日 H	

上記のとおり申し込みます。

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月 日 円	
振込・現金	円	

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

平成 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

〒 (-)

事業場所在地

事業場名称

代表者職氏名

印

TEL _____ FAX _____

※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の確かな実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。